

# 京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程

令和7年11月25日制定

令和8年 8月21日改定

## (趣旨)

第1条 この規程は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく補助金の交付に関する事務を執行する京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局（以下「執行団体」という。）が、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱に基づく京都市からの補助金の範囲内において行う、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（以下「間接補助金」という。）の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 間接補助金は、第3条に規定する者が第4条第1項に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合に、省エネ設備の導入に係る経費の一部を補助することで、光熱費の負担軽減を図るとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減を促進するものである。

## (交付対象者)

第3条 間接補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要領第3項(2)を満たす者で、かつ、間接補助金の交付決定を受けた年度から起算して5年を経過する年度まで、京都市地球温暖化対策条例第47条に基づく「エネルギー消費量等報告書」を提出することを確約できる者とする。

## (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が有する京都市内の事業所又は集会所（既存建築物）において、以下の各号に該当する省エネ設備を導入する事業とする。

### (1) 空調設備

対象施設に設置するもので、更新対象の既存機器の製造年が2014年以前であり、かつ、新たに導入する機器の製造年が2025年以降のものであること。

### (2) 照明機器

対象施設に設置するもので、更新対象の既存機器が非LED照明器具であり、かつ、新たに導入する機器がLED照明器具であること。

※電球の交換のみ、バイパス工事は不可。

### (3) 給湯設備

対象施設に設置するもので、新たに導入する機器の製造年が2025年以降のものであり、かつ、燃料転換（電化又は重油からガスなどCO<sub>2</sub>削減に資するものに限る。）となるもの。

### (4) 冷凍冷蔵設備

ア 対象施設に設置する業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫のうち、以下を満たすも

の

- (ア) 更新対象の既存機器の製造年が2015年以前の機器であること
  - (イ) 導入機器が省エネ型の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（資源エネルギー庁「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」における指定設備）であること
- イ 対象施設に設置する冷蔵・冷凍ショーケースのうち、以下を満たすもの
- (ア) 更新対象の既存機器の製造年が2019年以前の機器であること
  - (イ) 導入機器が省エネ型の冷蔵・冷凍ショーケース（資源エネルギー庁「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」における指定設備）であること

#### （交付の申請）

第5条 間接補助金の交付を受けようとする者は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）のほか別に指定する書類を添えて、「京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）申請の手引き」に定める日までに執行団体に提出（原則、電子情報処理組織を使用する方法による提出に限る。以下同じ。）しなければならない。

#### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（予算の上限額から、既に交付申請のあった補助対象事業に係る交付申請額等の合計額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとする。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合において、それらの交付申請額の合計がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に交付申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとする。

#### （交付の決定）

第7条 執行団体は、交付申請書の提出を受けたときは、書類が揃ったことを確認できたものから順に、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査したうえで、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 執行団体は、前項の調査により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。
- 3 執行団体は、速やかに、第1項又は第2項の決定をするものとする。
- 4 執行団体は、補助金の交付を決定したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知」という。）により、補助金の交付予定額を申請者に通知する。
- 5 執行団体は、補助金の不交付を決定したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、不交付としたこと及びその理由を申請者に通知する。

(申請内容の変更・廃止の申請)

第8条 交付決定通知を受けた者（以下「交付決定対象者」という。）は、交付予定額の増減を伴う申請内容の変更又は申請内容の廃止を行おうとするときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更・廃止承認申請書（第4号様式。以下「変更・廃止承認申請書」という。）のほか別に指定する書類を添えて速やかに執行団体に提出し、あらかじめ執行団体の承認を受けなければならない。

- 2 執行団体は、前項の規定により、交付決定対象者が申請内容を変更し、又は廃止した場合は、間接補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。
- 3 執行団体は、申請内容の変更について承認すること又は承認しないことを決定したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（第5号の1又は2様式）により、交付決定対象者に通知する。
- 4 執行団体は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金廃止承認通知書（第6号様式）により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 執行団体は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業を既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

- 2 執行団体が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (2) 交付決定対象者が補助対象事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助対象事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合（交付決定対象者の責任に帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 執行団体は、第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（第7号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第10条 交付決定対象者は、補助対象事業が完了したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）のほか別に指定する書類を添えて、「京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金申請の手引き」に定める日までに執行団体に提出しなければならない。ただし、執行団体が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りではない。

(額の確定等)

- 第11条 執行団体は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る書類の確認を行い、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、事業が適正に実施されたことを確認したうえで、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、交付決定対象者に対して京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付額決定通知書（第9号様式。以下「交付額決定通知」という。）により通知するものとする。
- 2 交付決定対象者は、交付額決定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事業がある場合は、執行団体に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前条に準じて提出するものとする。
- 3 執行団体は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(補助金の請求及び支払い)

- 第12条 交付額決定通知を受けた交付決定対象者は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 執行団体は、前項の規定による請求があったときは、原則、請求日から起算して30日以内に間接補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

- 第13条 執行団体又は京都市（以下「執行団体等」という。）は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
- (1) 交付決定対象者が本規程、交付決定の内容又はこれを附した条件に違反したとき
  - (2) 交付決定対象者が第3条に規定する補助対象者又は第4条に規定する補助対象事業の要件を欠くに至ったとき
  - (3) 交付決定対象者が交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
  - (4) 交付決定対象者が破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
  - (5) 執行団体が第8条による事業の廃止に係る変更・廃止承認申請書を受理したとき
  - (6) 執行団体等が法令違反など社会通念上不適切な行為と認めたとき
  - (7) 執行団体等が被災等により補助対象事業の遂行ができないと認めたとき
  - (8) 執行団体が交付の決定を通知した日から30日以内に事業着手が行われていることが確認できなかったとき
- 2 執行団体等は、前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付の決定の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(手続の委任)

第15条 申請者は、交付申請書、変更・廃止承認申請書及び実績報告書の作成及び提出を委任することができる。

(財産の管理等)

第16条 間接補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、管理するための台帳を備え、執行団体の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

2 前項に規定する執行団体の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下「省令」という。）で定める期間とする。

(財産処分の制限)

第17条 間接補助金の交付を受けて設置した取得財産（取得価格が単価500千円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。）は、執行団体等の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第2項に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 間接補助金の交付を受けた者は、前条第2項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る取得財産処分承認申請書（第11号様式）を執行団体等に提出し、その承認を受けなければならない。

3 執行団体等は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る財産処分承認決定通知書（第12号様式）により、次条に規定する補助金返還額を通知する。ただし、執行団体等が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の返還を求めないものとする。

4 財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、前項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金返還額)

第18条 補助金返還額は、補助対象経費に次項に規定する減価償却費を減じて得た額に、補助金交付額が補助対象経費に占める割合を乗じて得た額とする。

2 減価償却費は、補助対象経費に省令別表第8に規定する定額法の償却率及び次項に規定する償却年数を乗じて得た額とする。

- 3 償却年数は、設置日から財産処分実施日までに経過した月数を12で除して算定（少数点以下3位を切り捨てる。）した数とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

（間接補助金の経理等）

第19条 間接補助金の交付を受けた者は、補助対象経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（状況報告、検査等）

第20条 執行団体等は、必要があると認めるときは、間接補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、間接補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象事業の設備設置写真等
- (3) その他執行団体等が必要と認める事項

（補則）

第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、執行団体が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月21日から施行し、令和8年度7月補正予算に係る事業から適用し、令和7年度9月補正予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 6 条関係）

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 補 助 率 | 補助対象経費の 1 / 3 以内              |
| 補助金額  | 上限 2, 0 0 0 千円<br>下限 2 0 0 千円 |